

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

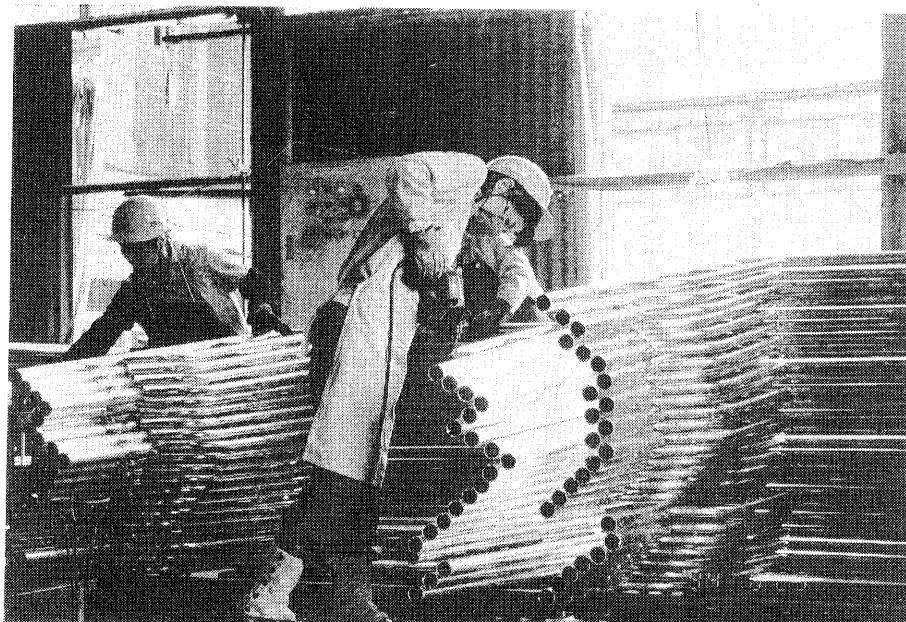
ISSN 0911-9396

# 関西労災職業病

## 関西労働者安全センター

1994.8.10発行(通巻第231号) 200円

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室  
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528  
郵便振替11座 00960-7-315742  
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



### 目 次

#### ●中学校教諭の

くも膜下出血死に公務上判決……………1

#### ●快適に働く② 安全靴……………6

#### ●大阪トンネルじん肺訴訟原告証人調べ…5

#### ●PCT法と労働安全衛生①……………9

#### ●針灸治療制限反対訴訟高裁判決近づく…7

#### ●前線から(ニュース)……………11

#### ●実践・労災保険⑯……………15

# 中学校教諭のくも膜下出血死に公務上判決

生徒に奔走する教諭の職務は過重と大阪地裁

中学校教諭のくも膜下出血による

死亡が、公務災害であるかどうかが争われていた福山公災訴訟の判決が八月二九日、大阪地裁であり、松山恒昭裁判長は、公務外とした地公災基金大阪府支部決定の取り消しを命じる判決を言い渡した。勝訴したのは、元大阪府松原市の市立中学校教諭、福山隆雄さん（当時四六歳）の妻紀美子で、八一年五月の死亡以来十三年目の公務上災害認定となつた。

生徒指導に明け暮れた上のくも膜下出血死

福山隆雄さんは、一九六一年に大阪府の教員に採用され、松原市の中学校に勤務した。七五年四月には、

同市内に新設された松原第四中学校

に、開校と同時に勤務し、以後八年三月までの六年間、生徒指導主事として、学級担任をせずに、生徒指導全般を担当した。しかし同中学校では、七七年頃から生徒の問題行動が頻発し、非常に荒れた状態で、福山さんは生徒指導の責任者として、生徒に対する指導と学校の正常化のために精力的に取り組み続けた。

とりわけても発症の前年度には、教員への暴行事件をはじめ、生徒の問題行動が七一件発生し、学校側の中心となつてその対応に追われた。また、生徒指導主事として職務を遂行するとき、こうした生徒の反感を一身に受けることも少なくなく、その負担は身体的、精神的に大きなも

のになつていた。

発症したハ一年度になつて、生徒

指導主事の職を解かれ、六年ぶりに学級担任を受け持つことになつたが、生徒の問題行動への対応は依然として続き、発症直前の一週間でも、生徒や親への対応などで夜間も休むことのない状態が続いた。そうした状況で、同年五月一九日の第四时限の障害のある生徒の体育の授業中、生徒を四階の教室へ抱えるようにして連れて上がつた後の午後〇時二〇分頃、発症、脳動脈瘤破裂と診断され入院したが、同月三一日、脳動脈瘤破裂によるくも膜下出血により死亡した。

「経験豊かな教諭にとつては過重でない」と基金の判断

遺族である妻紀美子さんは、同僚

教諭などの協力を得て、六月に地公

災基金大阪府支部に対し、公務災害

認定請求をしたが、同支部は八四年

三月に公務外認定処分を行い、支部

審査会の審査請求でも八八年七月に棄却決定を、さらに地公災基金審査会の再審査請求でも九〇年一月に棄却決定を受けた。

こうした地公災基金の判断の理由は、脳・心臓疾患の認定基準にした

がい、まず発症当日の福山さんの行つた授業は、日常業務に比較して

特に過重な精神的身体的負荷を生じさせるものではないとし、発症一週間についても深夜近くまで生徒指導や父兄と懇談をしたとはいえたが、過

重な負荷とはいえないとして、発症前三ヶ月についても特段過重であった

とは認められないというものであった。また、六年ぶりの学級担任についても、福山さんが経験豊かな教員であつたから過重な職務であつたとはいえないとした。

#### 発症前二ヵ月間の過重負荷を認定した判決

裁判の争点は、こうした業務の過重性をどうみるかという点、そしてどの過重性が脳動脈瘤破裂という病変に影響を及ぼしたかどうかという医学的な評価にしぼられたこととなつた。

判決では、業務の過重性について次のように判断した。

まず発症した八一年の一月から三月について、「福山さんが、生徒の問題行動の多発に対して、当該生徒の指導、父兄との面接指導、家庭訪問、関係機関との連絡に当たり、時間外勤務を重ねながら、学校の状態が一

向に改善されないことや、生徒からの反感を一身に受けることが少なくないことなどに非常に悩んでいた事実などを認定し、経験豊富な教員であることなどを考慮しても、「この期間の同人の職務内容は、日常業務と比較しても著しく過重なものであり、同人は、その職務の遂行により、相当程度の精神的身体的疲労を蓄積させたことが推認される。」とした。つぎに春休み期間中については、野球部の練習指導、試合の引率などの職務のうえに、六年ぶりの学級担任や週二二時間に増えた受持ち授業のために、相当の時間をその準備に費やしており、それまでの職務内容で蓄積された疲労を「春休み期間中に解消することはできなかつたものと推認される。」とした。

そして四月の新学期開始から発症の一週間前までについては、学級担任と週二二時間の授業を担当するなど職務内容が一変したことに加え、

担任学級の生徒中に問題行動を繰り返した女生徒が含まれ、この女生徒に關わる学級經營の方法をめぐって同僚教員と対立があつたうえに、新たに発生した問題行動をめぐって父兄との懇談、家庭訪問などその対応に追われることとなり、「この期間の職務により日常業務を上回る精神的身体的負荷を受け、少なくとも、この期間中に前記の精神的身体的疲労の蓄積を解消することができないまま、本件発症の一週間前に至ったことが認められる。」と判断した。

発症前一週間の職務内容について

は、問題となつた女生徒が判明していいた以外にも集団暴行を加えていた事実がわかり、その指導の過程で、一部の親からは教育委員会や新聞に訴えるなどの強い苦情がでていたことなど、その対応に大変苦慮し、時間外勤務を重ねた事実をあげ、「同人の日常業務に比較して著しく過重であつたものと認められる、このよう

な職務に従事することにより同人の受けた精神的身体的負荷は、それ自体、同人の血圧を急激に相当程度上昇させるに足りるものであつたことが認められる。」とする。

脳動脈瘤破裂が発症したものであると推認することができる。」と結論づける。

### 脳動脈瘤破裂の原因

脳動脈瘤破裂と血圧上昇についての医学的検討では、基金段階で阪南中央病院の村田三郎医師らが行った再現実験があげられる。実験では福山さんが発症直前に行つた業務と同様の行動をとつた結果、被験者に四階まで上がらせたこと事実をあげ、「それ自体、同人の血圧を急激に相当程度上昇させるに足りるものであつたと認められる。」と判断する。

そして判決は、これら一連の経過によつて、「同人の血圧が急激に上昇し、同人の脳動脈瘤が自然的経過を超えて急激に著しく増悪し、本件

以上のことから「公務は、その死亡の相対的に有力な原因に当たるというべきであり、両者の間には相当因果関係がある」と結論した。

### 認定基準に沿いながら一週間以前の過重負荷も重視

この裁判の論旨は、基本的には労働省や地公災基金の脳・心臓疾患の認定基準自体を批判するものではなく、その基準に従つても公務上と認定されるのが相当と判断している。

しかし、荒れる学校の生徒指導主事という長期間持続する激務が、いかに精神的身体的に過重な負荷を生むか、そしてそれが蓄積されて健康に影響を与えていることを詳しく認定した。特に、認定基準上は参考程度にしかされない一週間以上以前の業務の負荷について、その関与を認めていることが注目される。

また、教員という職種、特に生徒

指導に携わる職務の、業務負担の間接的な原因が生徒の問題行動にあるという特徴に原因して、その過重負荷の立証は困難さを伴うということである。裁判では、基金段階では必ずしも充分に主張されていなかった、発症前一週間の負担について、実際に問題行動をした元生徒と親による、過去を思い出しての陳述書、当時関わりのあつた親の証人出廷などの協力が得られた。問題は個人のプライバシーに関わる部分に大きく触れ、名譽とはいえない事実についての証言も必要とされる。その意味で、元生徒らの勇気ある協力が、裁判所をして真実を掘り下げさせたともいえるだろう。

### 連勝中の過労死裁判 労働省も基準見直しへ

このように流れは、いわゆる過労の蓄積がより広く評価される傾向にあることは間違いないといえよう。そうしたなかで、労働省は認定基準の見直しに着手することを公表した。労働省の斎藤邦彦事務次官は、七月

画庁の「過労死認定の枠を広げるべき」とする研究論文発表、各地で争われる行政訴訟で原告側勝訴があり、とくに高裁判決での勝訴も相次いでいること、認定基準自体を批判する論調の判決が増えていていることなどがあげられる。福山さんの勝訴判決前直前の八月二六日に名古屋地裁であった判決でも、韓国出張中に脳疾患を発症した事例で、認定基準自体が批判された。また、地公災基金の大坂府支部は、この六月に、関西新空港開港の推進事業に従事していた二人の大坂府職員が、それぞれ冠動脈血栓症、脳橋出血で死亡した事例について、過重な負荷が原因として公務災害と認定している。

こうしたなかで、労働省は認定基準の見直しに着手することを公表した。労働省の斎藤邦彦事務次官は、七月

二八日の記者会見で、「現行の認定基準は各方面から批判を受けており、問題点があると認識している。認定の方について問題点を整理し、できるだけ早く結論を出したい」と答え、年内に検討会の報告を出す方針を示している。

#### 基金が控訴断念 公務上判断が確定

八月二九日の大阪地裁八〇九法廷には、福山さんの元同僚である松原市内の中学校の先生方を中心に、百人を超える支援者がつめかけた。

八月二九日の大阪地裁八〇九法廷には、福山さんの元同僚である松原市内の中学校の先生方を中心に、百人を超える支援者がつめかけた。

八月二九日の大阪地裁八〇九法廷には、福山さんの元同僚である松原市内の中学校の先生方を中心に、百人を超える支援者がつめかけた。

「公務外認定処分を取り消す」という裁判長の声に、拍手がおこり、法廷後に中之島中央公会堂で開かれた報告集会も活気のあるものとなつた。同僚教員として裁判で証言したYさんは、教員になってすぐのころ福山先生に「教師として何が大事か」を教えてもらつたという思い出を披露し、東京からかけつけた息子さんは、ほとんど家にいなかつた父親の思い出を語つた。原告である妻紀美子さんは、「これで夫も納得してくれるでしょう。」と十三年間の生活を振り返り、代理人の西川雅偉弁護士や支援者に謝意を述べた。

**大阪トンネルじん肺訴訟で原告日本人証人調べ開始**

いよいよ大阪トンネルじん肺訴訟の証人調べが始まる。法廷は、掘削作業に従事した、昭和三〇年代、四〇年代のトンネル工事の確定が重視されることとなる。

原告らはすでにじん肺管理区分決  
同種の大型訴訟として知られる四  
ループは地公災基金大阪府支部を訪ね、控訴しないよう申し入れを行つた。また大阪教組からは支部、日教組から地公災基金中央へと重ねて控訴断念を働きかけ、ついに九月一日の夕方、福山さん宅に基金支部より「控訴を断念します。永い間ご迷惑をおかけしました。」との連絡が入つた。これにより福山さんの公務災害による死亡との認定は確定することになった。遺族、支援する会、代理人として奮闘された西川雅偉弁護士の努力に、改めて敬意を表したいと思う。

原告らはすでにじん肺管理区分決

同種の大型訴訟として知られる四

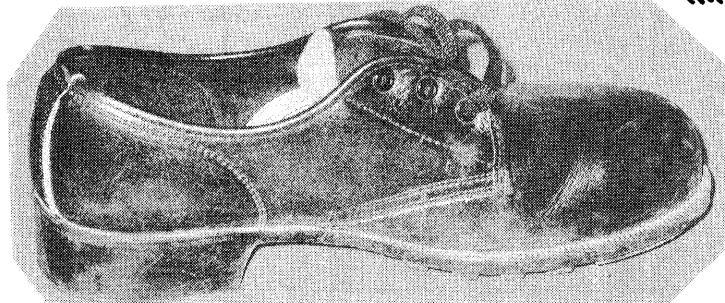
九月二九日午後一時二〇分より  
大阪地裁八〇六号法廷

# 快適に働く

(2) 安全靴 (金属機械港合同大阪亜鉛支部)

普通の安全靴 (従来使用品… 24kg, 片足475g, 差80g)  
セーフティースニーカー… 25.5kg, " 395g, 差)

重い、硬い、靴ずれおこす、疲れる (黒色)



セーフティースニーカータイプの安全靴 (軽い・綺色)



発泡ポリウレタン  
ト、アーラインにスポンジ入り(靴ずれ  
防止)

土踏まず支えるA-チササポート

柔軟性高い合成皮革

★歩行、立ち作業の多い職場では

足の疲れがまるでちがう!

★男性にも足部に障害のある人に支給

★実売で1700円位寄高だけ…

★耐滑性、耐摩耗性すぐれる(薄口X,  
熱X)

★両足で百数十グラムの差(野球のバットが  
100g以上重いと…)

従来と同様!!

すね当て・鋼製70ロテクター  
で下足部、足甲を保護!



建設用金物の亜鉛メッシュの各工程とも安全靴は必須。重量物、酸・アルカリ取扱と職場においては高度の安全性が求められる。ただ、快適さがなかなか同居しにくいが、できるだけ快適な靴をほくことは、足にとって、健康にとって重要なことが近年特に注目され、メーカーも商品をそろえている。特に女性は、先細の靴による外反母趾などの健康障害に悩んでいる人が多い。大阪亜鉛では、女性について従来の靴が古くなつた人から希望によって「セーフティースニーカー」を支給はじめ、使用者が急増している。条件の許せる職場では是非採用したいものだ。価格もそれほど高くならない。

★大阪亜鉛6工場他の皆さん  
取材ご協力ありがとうございました。

もちろん

先芯入り

☆通気性UP.

※いずれも  
J I S規格の  
安全靴です。

## 労災保険針灸治療制限反対・三七五通達撤回・訴訟

# 原告側優位のうちに結審

判決（10／21午後1時15分大阪高裁83法廷）に結集しよう

労災保険における針灸治療制限に反対し闘ってきた針灸訴訟の控訴審が結審し、一〇月二一日に判決が言い渡された。

### 三七五通達撤回の闘いへ

一九八二年労働省は、労災補償切り縮め・被災者切り捨て政策の目玉として、労災保険における針灸治療を最長一年で打ち切ることを主な内容とする「三七五通達」を出した。目的は、通達をテコにして、針灸を主な治療手段として頑張っていた多くの頸肩腕障害・腰痛患者を症状固定として、「整理」することにあった。事実、各労働基準局はリストに基づいて、大量に労災補償を打ち切っていった。

反対運動が取り組まれ、西洋医療との併用、二年間のアフターケアが実施されるという「成果」はあつたものの、三七五通達自体はそのまま実施され今日に至っている。

医学的に効果が明らかな針灸治療を一律一年で打ち切ることの不合理は、いかに被告国・労働省が「針灸治療は評価が定まっていない」などと主張しようと明らかだ。実際たとえば慢性痛に対する効果は明確であつて、必ずしも有効とはいえない治療方法しかもつてない西洋医療の欠点を補つているのが現実だ。.

控訴審では、是非とも勝訴を勝ち取ることにあつた。事実、各労働基準局は、現在、自費治療を余儀なくされてる状況を打破し、時間がたてば打ち切ることしか考えない労働行政に対し

控訴審では被告を圧倒

て、職場復帰へ向けた有効な治療としての針灸治療を、完全に認めさせていく出発点にしなければならない。

大阪針灸訴訟は、鈴木真規子さん（被災当時保母、大阪地域合同労組所属）を原告として、リハビリ就労中に三七五通達によって打ち切られた針灸治療費不支給処分の取消をもとめた。

労災治療の針灸治療以外の部分は、治癒まで認められ、職場復帰も果たしており、その間の針灸治療費は自費でまかなかざるを得なかつた。なぜ、有効な針灸治療だけが認められないのか、が訴訟の出発点だった。しかし、一审の大坂地裁は一九九一年四月、原告全面敗訴の判決を下した。

地裁判決は、針灸治療は「整形外科の補助的手段で効果も曖昧、原告の療養が長期化したのは、体质的、出産・育児の影響」として、すべて被告の主張を鵜呑みにした。

控訴審では弁護団はこのあまりに非科学的な点を暴露していくことに的を絞り二人の専門家に協力を依頼した。

一人は、土肥徳秀医師（整形外科・東京都補装具研究所長）で、地裁判決が依拠した、松元司（元東京労災病院整形外科部長）の証言、論文について全面的に批判を加える意見書を提出、被告は、これに対する松元の「反論書」を提出したが、原告側は、再反論書を提出し、完全に論破した。

もう一人は、宇土博医師（広島大公衆衛生）。宇土医師は、長年、専門的に、職業性頸肩腕障害・腰痛患者を針灸治療を主たる手段として治療してきた実績をもつ。難治性頸肩腕障害の療養が長期化する原因は、対策の遅れにあることを論文を示して明らかにするとともに、頸肩腕障害体質論、精神因子論の誤りについて証言した。

こうした原告側立証に対し、被告からの新たな立証はほとんどなく、控訴審の展開は原告側の圧勝となつた。

昨年東京高裁において、三和銀行員

の中出さんが三七五通達による打ち切り処分（すべての労災補償を打ち切られた）撤回をもとめた裁判が勝訴確定している。大阪針灸訴訟は、針灸治療費のみの打ち切り処分の撤回を求めてされば、自動的に、労働行政が労災補償を支給した治癒まで針灸治療も認められなければならないことになり、原告勝訴となる。その意味で中出判決が維持されるかどうかは、進行中の神奈川訴訟の行方のみならず、ひいては長年の三七五通達撤回闘争の今後に大きな意味をもつてくる。

また、針灸訴訟は三七五通達撤回の闘いであると同時に、針灸治療を正当に認めよ、という側面をもつていて。大阪地裁段階で証人として法廷に立つた、今は亡き兵頭正義大阪医大教授はこう述べておられる。

「この西洋医学万能の世の中ににおいて、古いオーソドックスな伝統的東洋医学がどういう適応があるのか、それをうまく見極めて、一步でもよい治療を患

者さんのために行つてあげる、それを見つけるのが我々医学者の道だと思つております。針灸治療はそれなりによい適応というのがございまして、この病気にはぜひそれを使いたい、そういう疾患がございますですね。それが何であるかを見極め、うまく西洋療法と併用し、そのよい併用ができる場合は日本でしかありませんので、それを世界に紹介したいと思っております。」

被災労働者の職場復帰を援助するという労災保険法の目的からして、針灸治療の制限などは論外にしても、厚生省が健康保険においてとり続いている「単施のみ六ヶ月」という針灸差別政策が、針灸の保険治療の最大の問題であり、今回、仮に原告勝訴の判決が出された場合、この問題への一つの突破口となるのではないだろうか。

ともあれ、一九八一年以降取り組まってきた針灸治療制限反対闘争にとって大きな意味を持つ今回の判決の日が多くの中間のみなさんが結集されんことを訴えます。

## 成立した製造物責任法の内容と問題点

第三に、P.L.法制定で悪質なクレームが増えるなどのデメリットがあるという意見などがあげられる。

### P.L.制度の問題点

#### P.L.法成立までの経過

製造物責任（以下P.L.と略す場合もある）制度については、六二年に「アメリカで製造者の無過失責任による製品の欠陥が認められたのを初めに、現在では制度として各州法で定着している。

E.C.では八五年E.C.指令が出され、各国で製造物責任特別法が制定された。さらに九二年に一般製品安全指令が採択され、国内法の整備が義務つけられた。

日本では七五年に製造物責任研究会が「製造物責任法要綱試案」を発表したが、産業界の根強い反対もあり、長い間制定に向けた議論が棚ざらしにされてきた。

しかし、E.C.諸国が次々とP.L.法を立法化し、P.L.制度が新たな貿易障壁として取り上げられ出し、国内でも90年代、にわかにP.L.法制定にむけた議論が活発になつ

た。九三年一一月国民生活審議会の答申をもとに、政府は法案作成の作業に入り、今春の通常国会で成立し、九五年七月一日から施行される予定である。

#### 日本でP.L.法成立の遅れた原因

P.L.法成立が遅れた原因である産業界の強い反対理由を簡単にまとめると、第一に、すでにある安全規制や救済制度で十分であるという考え方である。

たとえば、世界に例のない自動車の車検制度による安全性の確保や医薬品による被害に関する現行の司法による救済制度で十分であるとする考え方である。

②困難な因果関係の立証  
被害と被害原因との因果関係の立証については、現行の民事訴訟における手続きを踏むとしており、企業側が企業秘密を盾に情報を公開しない中で被害者側に立証責任

#### ①「欠陥」定義の狭さ

今回製造物責任制度の導入により、製造者に無過失責任を負わせることは、明治二九年以來の民法による「過失」責任原則からの大転換と言われている。

P.L.法は本来消費者保護を目的とし、製品に消費者が期待する安全性が備わっているかどうかが判断基準になるはずだが、今回の「欠陥」の定義では、通常もつている安全性を基準として、製品の使用範囲を逸脱した場合や誤使用などの場合の被害に対し、消費者の過失と相殺する立場をとり易くしており、製造者に有利にとれると考えられる。

第一に、P.L.制度が導入されば、アメリカのような乱訴社会になり、莫大な訴訟費用や損害賠償などの負担で企業の産業競争力が低下するという恐れである。

を求めるることは多大な負担になると考えられる。

そのため被害者たる消費者に負担を強いだけ、P.L法が有効な救済策にならない可能性が強いと判断せざるを得ない。

また、被害者救済の立場から製品の欠陥と被害との因果関係が明確に証明されなかつた場合でも、その製品を使用することによって被害を受けたと考えることが妥当である場合は救済するという「推定規定」について、今回は見送られたのは残念である。

### ③製造者のための開発危険の抗弁

開発危険の抗弁とは、製品の開発段階で、欠陥を認識することができなかつた場合発売後、欠陥が明らかになつたとしても、企業の無過失責任を免責することである。ECC諸国やアメリカでは認めておらず、被害者救済の觀点からは大きく後退した内容である。たとえば、アメリカで訴訟件数の多いアスベスト訴訟は、日本では多くの場合、アスベストの製造後に発がん性が判明したとして、企業責任は問われなくなる。

## ■第2条・製造物の範囲についても加工農産物の定義

やアメリカでは農産物も

### P.L法とはどんなものか

#### ■第1条・目的

製造物の欠陥によって人の生命・身体、財産に被害が生じた場合の製造業者などの損害賠償の責任について定め、被害者の保護を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与する。

#### ■第2条・定義

製造物……製造または加工された動産のこと  
欠陥……製造物の特性、通常予見される使用形態、製造業者などが製造物を引き渡した時期やその他関連する事情を考慮して、その製造物が通常もつてゐる安全性を欠いていること

製造業者等…①その製造物を業として製造、加工や輸入した者  
②その製造物に自ら製造業者として氏名、商号、商標などの表示をした者やその製造業者と誤認させるような氏名などを表示した者  
③製造物の製造、加工、輸入、販売の形態やその他の事情から見て、その製造物の実質的な製造業者と認めることができる氏名などの表示をした者

やアメリカでは農産物も

適用すべきである。ECC

## ■第3条・製造物責任

### ■第3条・製造物責任

製造業者などは、製造、加工、輸入または氏名などを表示した製造物の欠陥によって、他人の生命、身体、財産を侵害したときは、その損害を賠償する責任がある。ただし、その損害がその製造物についてのみ生じたときは、この限りではない。

### ■第4条・免責事由

製造業者などが、次の事項を証明したとき。  
①その製造物を製造業者などが引き渡したときの科学・技術に関する知見では、その欠陥を認識できなかつたこと  
②その製造物が他の製造物の部品や原材料として使用された場合で、欠陥が他の製造物の製造業者が行なつた設計に関する指示に従つたことで生じ、そのことについて過失がないこと

### ■第5条・期間の制限

損害賠償請求権の時効は、損害・賠償義務者を知った日から3年間。また製造業者などが製造物を引き渡した日から10年間。身体に蓄積して健康を害する物質による損害、一定の潜伏期間がある損害についてこの10年は、損害の生じた日から起算する。

### ■第6条・民法の適用

この法律のほか民法も適用する。

義と欠陥の関係があいまいである。たとえば、最近スーパーや百貨店などで鮮度保持の薬剤を魚に塗布したり、野菜についても次亜塩素酸などで殺菌処理するなどの手が加えられており、どこまでが未加工なのかがあいまいである。また、牛、豚の飼育に成長促進のために使

用したのホルモン剤や抗生物質が食肉中に残留していることが検出さ

れているのが現状である。(つづく)

製造物の範囲に入れる考え方の大勢を占めているのが現状である。(つづく)

# 前線から

東南

## H→V学習集会開催

### 地域で共に生きる ～労組の取り組みも提起

#### 東南労災交流会

感染者、患者で

られるようにな  
ることが重要だ  
と話した。また、  
感染源・隔離対  
象というイメー  
ジを受けやすい

八月二六日、東南労災交流会主催、大阪東南地域平和人権連帯「H→V～エイズ学習集会」が百名余の参加で開催された。

「感染者」と共に生きる

寺口さん

H→V問題に関わるボラ  
ンティアグループ、メモリ  
アルキルト・ジャパンの寺

療機関で必要な治療が受け  
られない状況が日本でもあ  
る。



メモリアルキルト日本ツアーのチラシを手に話す寺口さん

本では、血友病患者の感染比率が非常に多いことが特徴で、薬害としての責任を追及する東京・大阪での裁判が紹介され、署名への協力も呼びかけた。

労組での取り組み呼びかけ  
～新谷医師

続いて、菜の花診療所の医師新谷さんから、この八月に横浜で開催された国際

ではなく、PWA（エイズと共にいる人、の意）という呼び方が紹介された。さらに、八三年に既にエイズ感染の危険性が指摘されていた血液製剤を使い続けた日

この取り組みが進められて  
いるが、エイズ患者への偏見・差別の中で、キルトに  
名前やイニシャルさえも出

アルキルトは、エイズに感染した人が自分が生きた記録として、等身大の布に表  
現したもので、一九ヶ国で

イズ学習集会」が百名余の  
参加で開催された。

る。

寺口さんは医療機関でも

偏見・差別や遠回しの受け入れ拒否があり、身近な医療機関で必要な治療が受け

エイズ会議での報告を受けた。性産業従事者が感染源ではなく、逆に感染させられる危険性が高く、労災として考えるべきではないか、また、検査を受けて、陽性の結果が出ても、必要な治療も受けれる態勢がなく、仕事もなくなるという状況で検査も受けなくな

る、孤立状況におかれた外国人労働者のことを持て強く訴えた。そして、職場で感染者が出たときにそれまでと変わりなく整然と仕事ができるか、どうか、労組として早くこの問題に取り組んでほしい、また、地域・職場で話し合ってほしいと提案した。

## 南大阪労働フィールド合宿を終えて

南大阪・尼崎労働フィールド合宿実行委員会

今年も八月二日から六日の日程で「南大阪・尼崎労働フィールド合宿」を行つた。ここ数年はほとんどが京都府立医大の学生の参加だけによるもので、他大学

の学生の参加が少ないのが、今年もやはり京都府立医大の参加だけとなつた。ただ今年は京都府立医大付属の医療短期大学の学生の参加もあり、去年までは

いささか雰囲気の違う労働フィールド合宿であった。

初日は、予防接種情報センターの藤井さんの話を伺う。大学の講義では決して教わることはない予防接種の問題点、現状についての興味深いお話で、多少医学的な専門知識も理解には必要とされるが、とても勉強になつたと思ひ。

二日目、三日目は労働フィールド合宿のメインである、職場・労組訪問、体験労働を行つた。訪問先は一

班が全港湾塩回送分会、電通合同、阪神医療生協。二班は全港湾米穀運送分会、関生マツフジ分会。そもそも労働フィールド合宿の目的は、自らが職場の環境をみて労働を体験することで、労災・職業病について

の理解を深め、「労働者医療」について考えていく契機にしよう、というものである。この四日間の企画だけでそれが十分に達成できることは思わないが、少なくとも私達学生が知らない世界に触れて、現代の医療を考えていく一つの契機にはなると思つ。そして四日目は総括討論を行い、参加者からの感想や意見を述べてもらつた。

今回は初めての参加者がほとんどだつたが、来年からは企画にも参加しようという学生も出てきており、有意義な労働フィールド合宿であったと思う。最後にこの場を借りて、協力して頂いた労組の皆さんに御礼を申し上げたい。

(実行委・藤沢)

# 労災休業中の雇い止めを

## くつがえす！

### 西宮 全国一般兵・福・労・甲・山・福祉・センター・支部

期間に定めのある雇用契約で働いていた社会福祉施設砂子療育園のパート看護婦が、腰痛症に被災して労災休業中に契約期間が切れるため、園側から次期契約をしないとされた問題で、交渉を続けてきた当該の全国一般兵庫県社会福祉労働組合甲山福祉センター支部は神戸地裁に地位保全の仮処分申請を行っていたが、このほど和解が成立した。

雇い止めを言い渡された看護婦は、正職員として約十年働いた後に家庭の都合

で臨時職員として二年、その後も園から引き止められ、昨年四月からパート職として働いた。これまで「なんとか働いて」と言つていた園が、労災になつたときに雇い止めという園の態度は、道義的にも許されず、同支部では粘り強く交渉を続けてきた。

以下に同支部の報告を掲載する。

その理由は、労災職業病が多発する職場を少しでも改善し皆が安心して働ける職場を作るためには、今回山田さんの腰痛雇い止め問題を見過ごすわけに行かなかつたからです。

**腰痛雇い止め裁判  
和解成立（再雇用・三ヶ月）にあたつて**

砂子療育園南病棟のパート看護婦・山田光代さんの腰痛雇い止め問題で、わたしたちは去る六月末に神戸

地方裁判所に地位保全の仮処分申請を行いました。団体交渉も拒否され地方労働委員会による斡旋も不調に終わった状態では、労資話し合いによる問題解決の手だてはすべて尽き他に方法がなく、止むを得ず提訴に至りました。

その後二回の審尋が開かれ、その結果去る七月一日に裁判所による和解が成立し、山田さんを再雇用することになりました。

その骨子は、雇い止めの原因には腰痛が有ることなどを少しでも明らかにしたく、敢えて法廷の場に持ち込むことを決意したのです。

（注 現在も診断書は休業加療の段階です）

①休業期間終了後より再雇用する  
（注 現在も診断書は休業加療の段階です）  
②雇用期間は三ヶ月とする  
③賃金、労働時間、労働日などは今までのパート勤務と同様とする、ただし勤務



# 実践・労災保険

(第一七回)

## 通勤途上災害 (その3)

### 五 通勤途上災害

労災保険で通勤とは、「労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復すること」というが、それでは、その「住居」とはどこまでを指すのだろう。

### 住居

労働省の通達では、「住居」のことを「労働者が居住して日常生活の用に供している家屋などの場所で、本人の就業のための拠点となること

るをさすもの」としている。だから、必ずしも住民票があるとか、郵便物が届くとかいうことは関係がない。たとえば、いつもは家族のいるところから通っているが、別にアパートを借りていて、残業で遅くなるときや早出のときにはそこに泊まつている場合には、そこも住居ということになる。また、アパートを借りていたわけでもなくとも、例えば仕事で遅くなつたため会社に近い友人の家に泊まったというようなときには、そこも住居と認められることになる。

他に、夫の看護のため、母親と交替で一日おきに寝泊まりしている病院から出勤する途中の災害については、社会習慣上、通常行われることであり、災害発生まで長期間継続して寝泊まりしていた事実があることから通勤災害と認められている（昭和五二・一二・一三基収九八一号）。

住居はどこまで、つまりどこから通勤が始まるのかについては、一般公衆が自由に通行できる場所であるか否かがその判断基準になる。したがって、一戸建ての家であれば、そ

の門扉またはそれに類する地点が

その境界ということになるし、マンションやアパートであれば、各個人

所有の部屋と廊下を区切るドアがその境界ということになる。また、トイレや炊事場、玄関が共用のいわゆる共同アパートの場合には、廊下は住居内ということになり玄関から外に出でからが通勤ということになる。

したがって、アパートの玄関ドアを出て鍵をかけようとしたところ、突如風が吹いてドアが勢いよくしまり右手を挟まれ負傷したという事例があれば、それは廊下に出てからであるから通勤災害と認められる。しかし、一戸建て住宅で玄関先の敷地内の石段が凍結していて滑り、転倒した事例は、住居敷地内の事故として認められていない（昭和四九・七・一五基収二一一〇号）。

### 単身赴任者の実家と会社の間

先のアパートから勤務し、週末には家族の住む実家に帰り、月曜日の朝には早めに実家を出て会社へ直接向かうというような場合の、実家は住居と認められるかについては、九年になつて労働省が新たな通達を出し、その判断基準が明確化されている。その内容は以下のとおり。

一 単身赴任者等が、次の(1)及び(2)の要件をすべて満たして、主として休日を利用して週末等に法第七

条第二項に規定する就業の場所（以下「就業の場所」という。）

から自宅に帰り、週初め等に自宅から就業の場所へ出勤する行為（以下「週末帰宅型通勤」という。）を同項に規定する通勤として取り扱い、当該自宅を同項に規定する住居とする。

したがって、週末帰宅型通勤の途中に、日用品の購入その他これに準ずる行為をやむを得ない事由により最小限度のもので行うために社宅等に立ち寄った場合は、当該逸脱・中断の間を除き、合理的

(1) 就業の場所と自宅との間の往復に、原則として毎週一回以上の反復・継続性が認められること。

(2) 就業の場所と自宅との間の所要時間及び距離は、原則として、片道三時間以内及び二〇〇キロメートル以内であること。

单身赴任の会社員が、平日は赴任先のアパートから勤務し、週末には家族の住む実家に帰り、月曜日の朝には早めに実家を出て会社へ直接向かうというような場合の、実家は住居と認められるかについては、九年になつて労働省が新たな通達を出し、その判断基準が明確化されている。その内容は以下のとおり。

一 単身赴任者等が、次の(1)及び(2)の要件をすべて満たして、主として休日を利用して週末等に法第七条第二項に規定する就業の場所（以下「就業の場所」という。）

から自宅に帰り、週初め等に自宅から就業の場所へ出勤する行為（以下「週末帰宅型通勤」という。）を同項に規定する通勤として取り扱い、当該自宅を同項に規定する住居とする。

な経路に服した後は、通勤と認めることとなる。

また、日用品の購入その他これに準ずる行為は、やむを得ない事由により最小限度のもので行うことが必要であることから、社宅等内の長時間の滞在は、週末帰宅型通勤を中断するものである。

(平成三・二・一基発七四号)

この場合の「単身赴任者」とは、転勤や住宅事情などの理由で、同居していた配偶者と別居して単身で生活する労働者のか、家族と離れて赴任地で生活する独身者も含まれる。もちろんこの独身者というのは、家族生活の維持という観点から、自宅が生活の本拠地とみなす合理的理由のあるものに限り、単に週末に親元に帰っている新入社員のような例は含まれない。

また、反復・継続性の回数を決めているのは、通勤が本来日々行われるものであることを前提に保護の対

象としている趣旨から考えて、労基法の規定する週一回の休日又は四周四休の休日を利用して往復することができるとして、少なくともこれと同程度と規定したものである。したがってその要件は、少し幅を残したものとも考えられる。

所要時間と距離については、通勤定期券の販売状況、新幹線通勤の利用状況、社会通念などから、通勤として捉えることのできることのできる範囲として設定された要件である。

この基準によれば、東京・大阪間は通勤とは判断されないことになる。さらに二では、実家に帰るまえに社宅などに寄つていく場合の判断について規定している。これを「日用品の購入その他これに準ずる行為」として扱うことにより、通常の通勤災害の規定との整合性を保とうとしているが、常識的には少し首を傾げてしまう面もある。

つまり、着替えに寄つて、社宅な

どに長時間いれば、そこで通勤は中断されてしまうとの解釈である。例えは、土曜日または金曜日に早めに仕事を切上げ、だいぶ汚くなってしまつた社宅の部屋の清掃を仕上げて、それから実家へ向かったとする、その後は通勤ではなくなることになってしまふ。このあたりは、個別事例の判断において充分に本物の社会通念に従つた判断を求めねばならないだろう。

# 七月の新聞記事から

七・四

阿倍野区のマンション解体現場で土木作業員がトラックにひかれ、即死。

七・六

神奈川県海老名市の建設会社の作業員宿舎で深夜に出火、全焼。作業員八人が焼死。

七・七

松原市の阪神高速の路側帯で清掃中の二人が乗用車にはねられ、一人死亡、一人は重傷。

七・八  
七・一二

広島県山陽自動車道で六台が玉突衝突、大型トラック運転手が死亡、他五人が軽いケガ。グラインダー等の振動工具を使い、鉄板加工や鉛打ち等に従事し、振動病にかかった三菱重工の元従業員と元下請工員系一人が、本社を相手に慰謝料の支払いを求めた訴訟で、神戸地裁は、会社が障害発生の予防措置は不十分だったとして原告六人に総額一七〇〇万円の支払いを命じる判決。

七・一三

滋賀県大津市のヤンマー・ディーゼルの研修所で研修中の社員一四人が食中毒。

七・一五

昨年八月に誘拐・殺害された甲府信金内田さんが、会社の指示での広報・宣伝活動だつたなどから甲府労基署から労災認定された。誘拐殺人の被害者の認定は全国初。

七・一六

神戸市と淡路島を結ぶ明石海峡大橋建設現場で、幅約六寸の鋼線の束が突然落下。作業員一人が左足を切断するなど四人が重軽傷。束を支える器具の緩みが原因らしい。

七・二二

淀川区の治槽部品工場でアセチレンガスボンベが突然火を吹き、社員ら三人がやけど。昨年八月に大阪からの出張帰りの新幹線「ぞみ」車内で会社員が刺殺された事件で、大宮労基署は、業務外の決定。遺族は審査請求をする予定。

七・一七

神奈川県秦野市の東名高速で二二一台が玉突事故。トラック運転手が重体、六人が重軽傷。原発作業員の被ばくで元作業員二人に労災認定。一人は静岡県中部電力浜松原発で八年間定検等に従事し、白血病で九一年に死亡した故嶋橋さん。もう一人は、大飯、高浜、玄海の三原発での作業中に被ばくした兵庫県の元海作業員で存命中。存命中の労災認定は初。

一二日判決のあった三菱重工振動病訴訟で告のうち九人が賠償額などを不服として大阪高裁に控訴。

米国の核兵器工場の労働者六千人が放射能被ばくで健康障害を受けたとして損害賠償を米政府に求めた集団訴訟が、総額二〇億円で和解。二千名は既に死亡している。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

関西労災職業病

8月号(通巻231号)94年8月10日発行

(毎月一回10日発行)

## 関西労災職業病 定期講読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 00960-7-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284  
〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室 ☎ 06-943-1527 FAX 06-943-1528

### 関西労働者安全センター

頒価	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円 2部 4800円 3部以上は、1部につき2400円増
会員購読料	当安全センター会員(会費1口1000円/月)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

## Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式  
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL 06(551)6854 FAX 06(554)5672